

第1章 常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方について

(案)

1 当指針の基本的な考え方について

当指針は、情報化の進展に伴う情報機器の広範な普及が人々の漢字使用に及ぼす影響などに対応して改定された常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）の「(付)字体についての解説」の内容に関して、より分かりやすく具体的に説明しようとするものである。近年、漢字の字形に関して、手書き文字（筆写ともいう。以下同様。）と印刷文字（情報機器等の画面上に表示される文字を含む。以下同様。）との違いが理解されにくくなっていることや、文字の細部に必要以上の注意が向けられる傾向が生じていることを国語施策の課題として捉え、これらを改善し、一般の社会生活において、文字をより適切に、積極的に運用できるようにするための指針として活用されることを意図している。

戦後の漢字施策については、当用漢字表（昭和21年11月）、当用漢字別表（昭和23年2月）、当用漢字音訓表（昭和23年2月、昭和48年6月）、当用漢字字体表（昭和24年4月）、常用漢字表（昭和56年10月、平成22年11月）などが、国語審議会及び文化審議会の答申を基に、内閣告示・内閣訓令によって実施されてきた。これらのうち、漢字の字体に関する考え方を示したものとしては、当用漢字字体表と常用漢字表がある。

当用漢字字体表は、その「まえがき」にあるとおり、「漢字の読み書きを平易にし正確にする」ために「異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した」ものであり「印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえと」した。ただし、「使用上の注意事項」では、「この表の字体は、活字字体のものになる形である」と述べた上で、「これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。」とし、次のような例を掲げ、印刷文字の標準として示した同字体表が、筆写（手書き）の楷書の習慣と一致しない場合があることを記している。

(6) 北北 入人 人々 入人 令今	(5) 奥奥 隊隊 公公 角角 骨骨 木木 来来 牛牛 糸糸 その他	(4) 又又 文文 月月 果果 つづけるかはなすかに関する例	(3) 了了 手手 空空 曲直に関する例	(2) 風風 比比 仰仰 言言言 ネネ 主主 兼兼 年年	(1) 雨雨 商商 戸戸 無無 方向に関する例
--------------------------	---	-----------------------------------	-------------------------	------------------------------------	----------------------------

当用漢字字体表（昭和24年内閣告示第1号）
まえがき〔使用上の注意事項〕（一部抜粋）

その後、昭和56年の常用漢字表では、主として印刷文字の面から字体の検討が行われ、「表の見方及び使い方」にあるとおり、「字体は、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて「印刷文字における現代の通用字体」を示した。その際、漢字の字体・字形についての基本的な考え方は、当用漢字字体表を引き継ぎ、その趣旨を説明するために、次にその一部を示す「字体についての解説」が付された。

② 筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの

(1) 長短に関する例

雨 - 雨雨 戸 - 戸 戸 戸
無 - 無 無

(2) 方向に関する例

風 - 風風 比 - 比比
仰 - 仰仰
糸 - 糸糸 ネ - ネネ ネ - ネネ
主 - 主主 言 - 言言言
年 - 年年年

常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）
「(付) 字体についての解説」（一部抜粋）

これは、常用漢字表が「筆写の楷書における書き方の習慣を改めようとするものではない」こと、「明朝体の字形と筆写の楷書の字形との間には、いろいろな点で違いがあること等を、具体例によって示したものである。「明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの」や「筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの」には、当用漢字字体表に挙げられたよりも多くの例が示され、具体的なものとなっている。この「字体についての解説」は、平成22年の常用漢字表にも一部を加筆して受け継がれた。

しかし、当用漢字字体表と常用漢字表が60年以上にわたって国語施策の一部として示してきた字体・字形に関する考え方は社会に十分に理解されているとは言い難い。したがって、漢字を手書きするときの習慣と印刷文字の習慣とが理解されず、どちらかの字形が誤ったものであるとみなされたり、本来は問題とする必要のない漢字の形状における細部の差異にまで必要以上に注意が向けられ、それが正誤の基準とされたりするような状況が生じている。

文化審議会国語分科会は、上記のような漢字の字体・字形に関する社会状況の改善を国語施策の課題であると捉え、当指針を作成するものである。

2 常用漢字表における字体・字形等の考え方について

常用漢字表には、「字体」「字形」、また、「書体」「字種」「通用字体」といった語が用いられている。以下、これらの用語が常用漢字表においてどのような意味で用いられているのかを説明する。このうち「字体」「字形」「書体」については、「改定常用漢字表」（平成22年6月7日 文化審議会答申）の「I 基本的な考え方」に示された「4 追加字種の字体について」の「(1) 字体・書体・字形について」で説明がなされており、以下はその考え方に沿うものである。（なお、当指針における「手書き文字」とは、主として楷書（行書に近いものを含む。）で書かれたものを対象としている。）

図1に示したのは、三つの異なった漢字である。私たちがこれらを異なった漢字であると判別できるのは、それぞれの点画の数や線の組合せなど、基本となる骨組みから判断し、別々の字であると読み取るからであると考えられる。このような文字の骨組みを「字体」と言う。図1に示した漢字は、それぞれ互いに異なる字体を備えていると認められる。

図1 形状の違いにより、違う漢字として認識されるものの例（異なる字体の例）

① 学 ② 字 ③ 宇

一方、図2に挙げた五つの文字は、それぞれ形状に違いがあるものの、通常全て同じ漢字として認識される。それは、五つの漢字それぞれの文字に共通した骨組みが内在しているのを読み取る、つまり、同じ字体であると認めるからである。

図2 形状に違いがあっても、同じ漢字として認識されるものの例（同じ字体の例）

① 学 ② 学 ③ 学 ④ 学 ⑤ 学

字体は骨組みであるから、それが実際に印刷されたり、手で書かれたりする場合は、活字独特の装飾的デザインや、人それぞれの書き方の癖や筆勢などで肉付けされた形で表れる。したがって、ある一つの字体が印刷されたり書かれたりして具体的に出現する文字の形は一定ではなく、同じ文字として認識される範囲で、無数の形状を持ち得ると言える。仮に、字形の整い方が十分でなく、丁寧に書かれていない場合にも、また、美しさに欠け稚拙に書かれていたとしても、その文字が備えておくべき骨組みを過不足なく持っているを読み取れるように書かれていれば、それを誤った文字であると判断すべきものではない。

翻って言えば、「字体」とは、同じ文字として様々に肉付けされた数多い個別の文字の形状それぞれから抽出される共通した特徴であり、文字の具体的な形状を背後で支えている抽象的な概念と言うこともできる。字体は、文字を見分け判別する際の基準、文字として社会的に通用するかどうかの基準として、社会全体で共有されることが必要なものである。

また、手書き文字、印刷文字を問わず、個々の文字の形状のことを「字形」と言う。図2の文字それぞれの形状の違い（長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか等）は、全て字形の違いとして捉えられる。先に述べたように、字体は特定の具体的

な形状を持たない抽象的な概念であり、それが目に見える文字として表されるときには、図2のように様々な字形として具現化する。その際、一つの字形を推奨し、それだけが正しく、他は誤りであると判定することはできない。

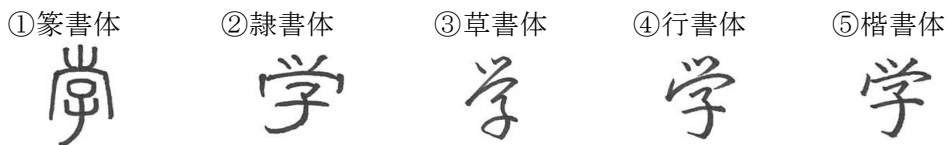
図2のうちの印刷文字(①～③)は、図3のように、それぞれ、明朝体、ゴシック体、教科書体と^{みん}呼ばれている。字体を基に具現化された字形には、一定の特徴や様式が現れることがあり、印刷文字で言えば、明朝体、ゴシック体、教科書体などといった体系を形成する。そのような文字に施された一定の特徴や様式の体系を「書体」と言う。(なお、「字体」と「書体」が混同されて用いられる場合が少なくないので、注意が必要である。)

図3 印刷文字における書体の例



書体という用語は、図3のような印刷文字のデザインの体系について言う場合と、図4に示すような、印刷文字よりも古くから歴史的に形成されてきた体系について言う場合がある。図4に挙げる五つの字形は、それぞれ、篆書体、隷書体、草書体、行書体、楷書体と呼ばれる特徴や様式を持った文字の体系の例である。(図4のように、現在広く使われている字体を各書体の特徴や様式に合わせて書いたものを含む。)

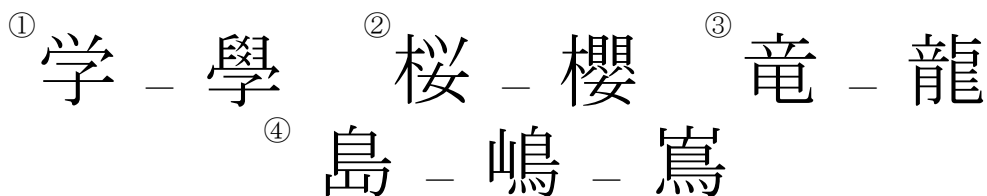
図4 歴史的に形成されてきた書体の例



※章末「常用漢字表における用語について」(5) 書体を参照

「学」と同様に「ガク・まなぶ」と読み、同じ意味を持つ漢字に「學」がある(図5①)。「学」は常用漢字として、現在、広く用いられている漢字であり、「學」は一般的には「学」の旧字体などと呼ばれる。(常用漢字表では「いわゆる康熙字典体」とされる。Q&A〈8〉参照。)「学」と「學」のように、その字体は異なっても、原則として同じ音訓・意味を持ち、語や文章を書き表す際に文脈や用途によっては相互に入替えが可能なものとして用いられてきた漢字の集合体としてのまとまりを「字種」と言う。字体の違いは、字種の違いとして表れることが多いが、①「学-學」のほか②「桜-櫻」③「竜-龍」などのように、歴史的に同じ字種として複数の字体が用いられてきた例は少なくない。①～③は、通用字体といわゆる康熙字典体の関係であるが、ほかにも同字種として用いられてきたものとして、④「島-嶋-寫」のような関係も挙げられる。辞書によっては、これらに加えて「嶼」などを「島」と同じ字種としてあげるものもある。

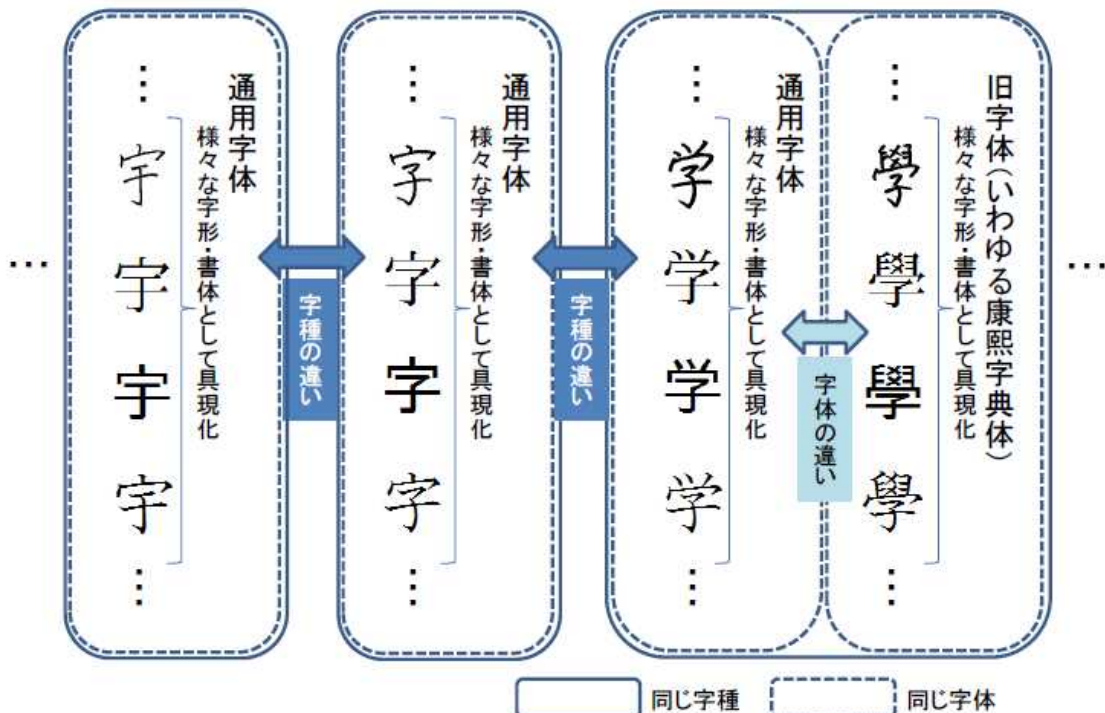
図5 同じ字種の例



また、常用漢字表に掲出された2,136の字種それぞれには、上記の「学」「桜」「竜」「島」のように、一般の社会生活において最も広く用いられている字体、そして、今後とも広く用いられていくことが望ましいと考えられる字体が、原則として1字種につき1字体のみ採用されている。これを「通用字体」と言う。

以上のような関係は、例えば図6のように表すことができる。字体は、文字を見分け、何という文字であるかを判別する際の基準として社会的に共有されている抽象的な概念であり、手書き文字であるか印刷文字であるかにかかわらず、様々な字形として具現化される。字体は一つの抽象的な概念であるとしても、具現化される字形には、長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか、といった相違が表れ得るものであって、そのうち文字に施された一定の特徴や様式の体系が書体である。また、字体の違いは、字種の違いとして表れることが多いが、「学」と「學」のように、一つの字種が複数の字体を有する場合もあり、そのうち一般の社会生活において最も広く用いられている字体が、常用漢字表の通用字体として採用されている。

図6 字体・字形・書体等の関係



※ 原則として、字種が違っていれば字体及び字形も相違し、字体が違っていれば字形も相違する。

なお、章末に、常用漢字表におけるそれぞれの用語に関する解説を付した。

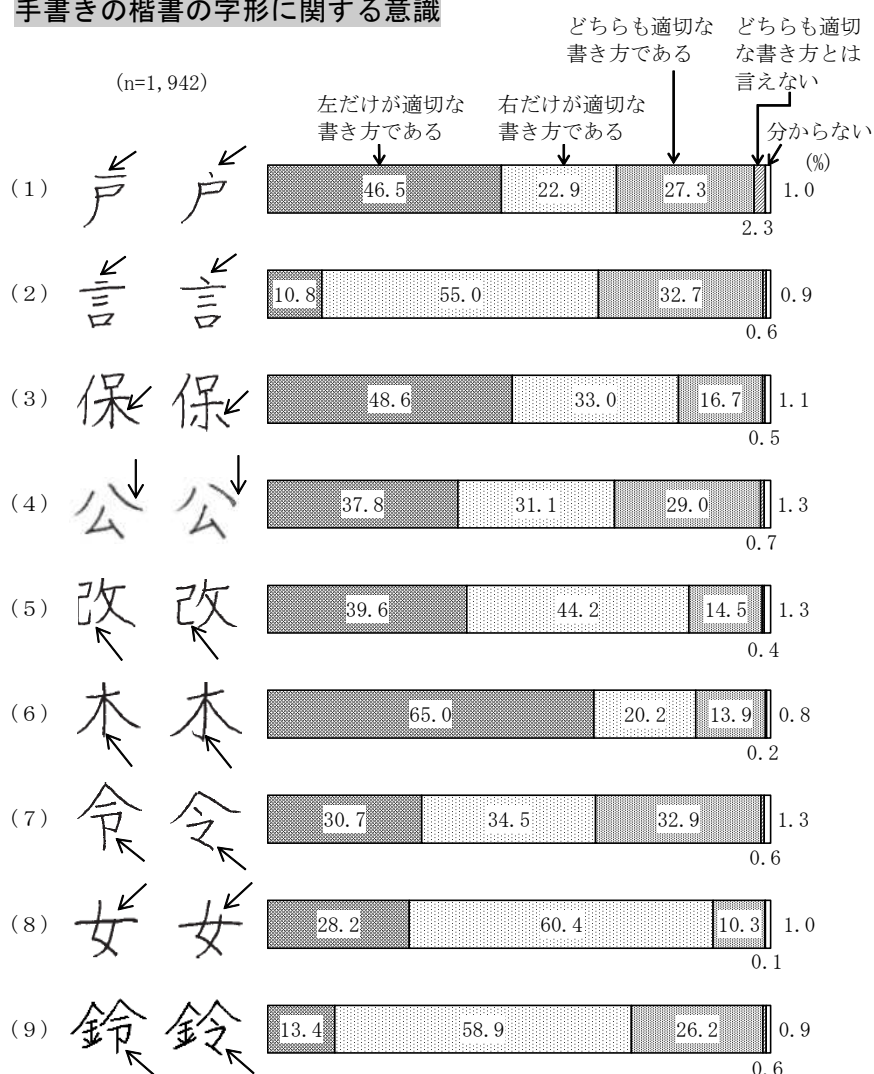
3 漢字の字体・字形に関して、社会で起きている問題について

(1) 「国語に関する世論調査」の結果について

文化審議会国語分科会で「手書き文字」の字形と「印刷文字」の字形に関する指針を検討するに当たり、平成26年度の「国語に関する世論調査」（平成27年1～2月調査。全国16歳以上の男女3,000人を対象。総回答数1,942）において、関連の調査を行った。

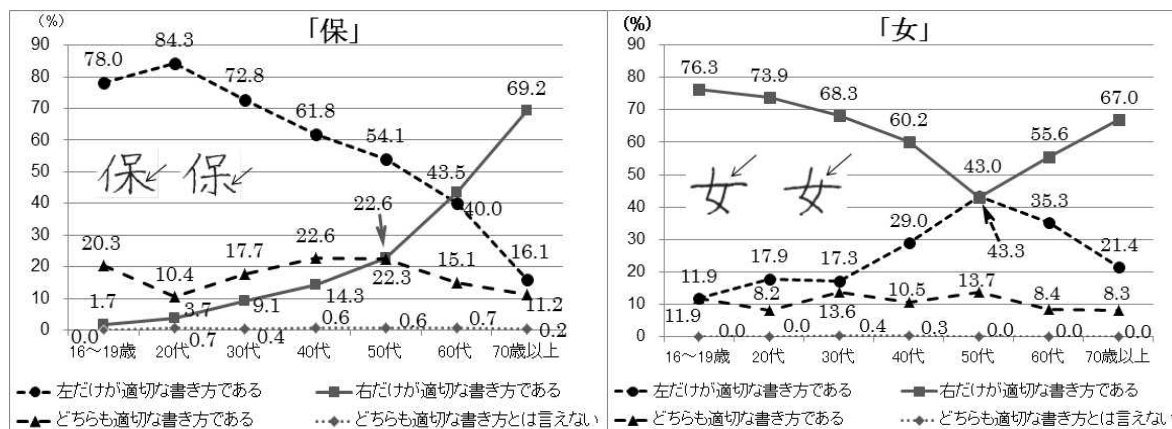
「字体についての解説」で、いろいろな書き方があるものとして例示されている八つの漢字に、窓口業務等で問題になることの多い「鈴」を加えた九つの常用漢字について、それぞれ手書きの楷書の字形を二つ示し、適切な書き方はどちらか一方か、どちらもか、又は、どちらも適切な書き方とは言えないかを尋ねた。結果は、グラフ1のとおりである。それぞれの漢字について、適切だと意識されている字形に、かなりの違いがあることが分かった。また、人によって、正しいと考える漢字の形が違っている場合があることもうかがえる。

グラフ1 手書きの楷書の字形に関する意識



また、漢字によっては、次に示す「保」「女」を取り上げたグラフ2のように、その字形に関する意識が世代間で異なる傾向が見られた。これは、その字を習得した際に手本とした字形に違いがあったこと等によると考えられる。(Q&A 〈Q35, 45〉参照)

グラフ2 手書きの楷書の字形（「保」「女」）に関する意識（年代別）



こうした、漢字の字体・字形に関する意識の相違や偏りは、不特定多数の人が受験するような各種試験等における、漢字の書き取り問題の評価などに影響しているおそれがある。その点について、同調査では「例えば、入学試験や入社試験、検定試験などにおいて、上記のような書き方の違いによって正答になったり誤答になったりするようなことがあるとしたら、それについてどのように考えますか」と尋ねた。その結果は、「国の示した目安に沿って、両方とも正答にすべきだと思う」が66.5%、「試験を受ける人に採点の基準を前もって示してあれば、正誤を区別してもかまわないと思う」が21.9%、「試験を受ける人が基準を知っているか否かに関係なく、採点する側の決めた基準で、正誤を区別してもかまわないと思う」が5.7%であった。

また、手書きする際には手書きの習慣に従ってよく、印刷文字の形のとおりを書く必要はないということを知っているかを尋ねた問いに対して「よく知っていた」「何となく知っていた」を合わせた「知っていた（計）」と回答した人は、全体の3割程度であった。（表1参照）

表1 手書きする際に、印刷文字の形のとおりを書く必要はないことを知っているか（数字は%）

知っていた（計）	知らなかった		分らない
	よく知っていた	何となく知っていた	
32.2	11.7	20.4	65.7
			2.1

（2）学校教育における漢字指導に関する意見聴取の内容について

学校教育における漢字指導に関して、有識者からの意見聴取を行った。学校教育における常用漢字表の扱いについては、かつての国語審議会から現在の文化審議会国語分科会に至るまで、一貫して「別途の教育上の適切な措置に委ねる」とこととされている。本指針も学校教育を直接の対象とするものではないが、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」（平成26年2月18日）に、「学校教育への影響、特に学校教育における漢字指導との関係について十分配慮」すべきであることが述べられていること、また、文化庁に、学校で学んだ漢字の字体・字形等についての質問が多く寄せられることなどから、実施したものである。

意見聴取では、学校教育、特に小学校における漢字教育においては、学習指導要領の「学年別漢字配当表」に示された字形を標準とし漢字運用の土台が作られていくこと、その際、とめ、はね、はらいなどをしっかり指導することが効果を上げてきたことが説明された。それとともに、下記の文部科学大臣政務官通知（平成22年11月30日）や小学校学習指導

要領解説国語編（平成20年6月 文部科学省）において、児童生徒が書く文字を評価する場合については、「字体についての解説」を参考にすることが望ましいとされていること等が確認された。

文部科学大臣政務官通知「常用漢字表の改訂に伴う中学校学習指導要領の一部改正及び小学校、中学校、高等学校における漢字の指導について（通知）」（平成22年11月30日・一部抜粋）

改定後の常用漢字表においても、「(付) 字体についての解説」の「第1 明朝体のデザインについて」や「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」の記載があることを踏まえ、児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること。

小学校学習指導要領解説国語編（平成20年6月 文部科学省・一部抜粋）

(ウ)〔当指針注：小学校学習指導要領の記述「漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。」〕は、漢字の指導の際には、学習指導要領の「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準として指導することを示している。しかし、この「標準」とは、字体に対する一つの手がかりを示すものであり、これ以外を誤りとするものではない。児童の書く文字を評価する場合には、「常用漢字表」の「前書き」にある活字のデザイン上の差異、活字と筆写の楷書との関係なども考慮することが望ましい。

ただし、実際の教育現場では、上記の文部科学大臣政務官通知や学習指導要領解説等の内容を踏まえたとしてもなお、教科書、副教材等に示された字形に従い、意識的に細部の差異に注目した指導や評価が行われることがある。これは、特に小学校の低学年など、児童生徒の発達段階によっては、「字体についての解説」に沿った指導や評価が効果的とは言えない場合があるなど、学習活動における必要性や教育上の配慮によるものであるとの考えも示された。

一方で、「字体についての解説」についての理解そのものが教育の現場で広がっておらず、その内容が知られていないままに、字形の細部の差異に注目した指導と評価が行われている場合があることも指摘された。学校での漢字指導は、これまでと同様に、対象となる児童生徒の実態に応じた教育上の配慮に基づいて行われるべきであるが、書かれた漢字の字体・字形に関する評価、特に正誤の判断を行うに当たっては、「字体についての解説」の考え方が参考とされるべきであり、その内容を教育関係者に改めて周知し、理解を深めてもらう必要があるとの意見が述べられた。

また、学校教育における漢字指導が、字形の細部の差異にまで注目してきた理由の一つとして、入学試験や採用試験、各種の検定試験などとの関係が取り上げられた。学校教育において、「字体についての解説」の考え方に基づいた指導と評価を行うためには、不特定多数の人が受験するような各種試験等で漢字の書き取り等を課す際にも、「字体についての解説」に沿った評価が行われる必要があるという指摘がなされた。

(3) 戸籍等の窓口業務に関する意見聴取の内容等について

戸籍等の窓口業務についても有識者からの意見聴取が行われた。戸籍や住民基本台帳等で

扱われる漢字は、ほとんど人名や地名などの固有名詞に関するものである。常用漢字表は固有名詞を対象とするものではないが、窓口業務等において問題になることの多い漢字の字体・字形についての考え方を国として示す「字体についての解説」は、それぞれの現場においてよく参照されていることが示された。

現在は、戸籍や住民基本台帳等に関する官公庁の業務をはじめ、民間においても、情報機器の導入により業務が電算化されており、個人の姓名等の記載は、印刷文字として示される場合がほとんどである。そのため、手書き文字との間の習慣による字形の相違をめぐって、窓口で問題が生じる場合がある。例えば、明朝体で「令」の字形で示される漢字は、手書きの習慣では「令」のように書かれることが多い。この「令」と「令」の間の相違は、手書きの楷書と印刷文字のそれぞれの習慣による違いであり、本来は問題にする必要のないものであるが、窓口において「令」のように書くと、明朝体の字形との差異から別の漢字であると判断され、印刷文字と同じように書くよう求められるといった事例が報告された。

また、このような問題が生じた際に、「字体についての解説」に具体例が挙げられている漢字であれば、該当の箇所を示すことによって理解してもらえることがあるが、現状では例示が十分ではなく、説明も少ないため、より実用性が高く使いやすい参考資料が作成されることに期待が寄せられた。

なお、文化庁では、当指針の作成に資するため、平成27年6月に、全都道府県における人口の最も多い都市（政令指定都市を除く。）及び、全政令指定都市における人口の最も多い区の市民課・区民課等の窓口業務担当（計68件）を対象に、字体・字形に関する問題についてのアンケート調査を行った（回答総数=68）。

「字体についての解説」を知っているかどうかを尋ねたところ、「内容を知っている」（72.1%）、と「存在は知っている」（16.2%）を合わせた「知っている（計）」は、全体の9割弱であった。また、ふだんの業務において、「字体についての解説」を参考にすることがあるかどうかを尋ねたところ、「よく参考にしている」（32.3%）と「参考にしたことがある」（39.7%）を合わせた「参考にしている（計）」は、全体の7割強であった。

また、アンケートでは、「令」「鈴」「家」「保」「心」「衣」「子」「八」「北」といった漢字のほかに、字体・字形について問題になることの特によく多い常用漢字について、自由に指摘してもらったところ、次のようなものが多く挙げられた。（Q&A（28）参照）

窓口担当者アンケートにおいて問題になりやすいものとして挙げられた常用漢字の一覧

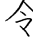
麗 花 真 斎 久 西 牙 塚
均 直 美 幸 奏 邦 言 松

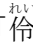
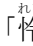
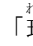


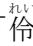
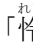
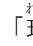

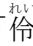
4 当指針の対象について

(1) 当指針が対象とする漢字の範囲について

当指針は、常用漢字表に掲げられた2,136の字種を対象とするものであり、表外漢字（常用漢字表に掲げられていない漢字。人名用漢字を含む。以下同様。）については、直接の対象とはしない。したがって、取り上げる具体例等についても、原則として常用漢字表に掲げられた漢字を用いている。

ただし、当指針では、漢字の一部を構成する漢字や点画のまとまり（当指針では「構成要素」という。）を取り上げた説明を行っており、これらの構成要素の一部に有する表外漢字についても、当指針の考え方をを用いることができる場合がある。

例えば、「字体についての解説」には、手書き文字の字形と印刷文字の字形との間で、それぞれの習慣に基づく差異が生じるものの一つとして「令」（手書きにおいては「」）が例示されている。当指針においては、常用漢字表に従って「令」について取り上げるとともに、この「令」の形を構成要素の一部として持っている常用漢字（「領」「鈴」「冷」等が該当する。）についての考え方も示している。

同様に「令」の形を構成要素の一部として持っている「」「」「」「」「」等の表外漢字（このうち「」「」「」「」は人名用漢字である。）について、当指針では直接取り上げてはいないが、こういった表外漢字についても、「令」及び「」を構成要素の一部として持っている常用漢字について示した当指針の考え方を援用できる場合があると考えられる。

(2) 当指針の活用が期待される分野について

漢字は、日本語を用いて生活する人々が円滑に情報を伝達し合う上で不可欠なものとして共有されてきた。しかし、「国語に関する世論調査」の結果から、具体的な漢字の字体・字形に関する人々の意識に違いや偏りがあること、また、手書き文字の字形と印刷文字の字形それぞれの表し方の間にある習慣の違いが理解されにくくなっていること等が明らかとなった。このようなことが更に進行すれば、漢字を使用することが円滑なコミュニケーションを妨げる原因ともなりかねない。また、入学試験や採用試験、各種の検定等における合否の判断等に影響するおそれさえある。こうした問題は、日本語で漢字を用いる全ての人々に関係するものである。

このうち、学校教育における漢字指導と一般社会における漢字使用との間に生じている行き違いを改善することは、重要な課題である。漢字の習得と運用は、学校教育と一般社会とのつながりの中で行われる。その基盤となるのは、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安として用いられるとともに、小学校、中学校、高等学校の教育課程を通して学習する漢字の範囲となっている常用漢字表である。同様に、漢字の字体・字形についての考え方に関しても「字体についての解説」が目安とされることが望ましい。そのために、当指針の内容が、社会全体に行き渡り、特に、教育関係者が持つべき基礎的な国語の知識として共有されること、さらに、不特定多数の受験者を対象とするような入学試験、採用試験、各種の検定試験等において、漢字の字体・字形の正誤を判断する際の統一的なよりどころとして活用されることが期待される。

また、行政機関や金融機関等を訪れた人が、窓口で姓名や住所等を記載する際などに生じ

る字体・字形に関する問題の解決も課題の一つである。戸籍や住民基本台帳等に関する窓口業務の現場で字体・字形に関する問題が生じた際には、これまでも、常用漢字を対象とした「字体についての解説」が参照されており、特に、窓口を訪れる人が明朝体のデザインの違いや手書きの楷書と明朝体における表し方の習慣の違いなどについて疑問を持った際には、この解説を示すことで解決する場合がある。

窓口等で扱われることの多い人の姓名や地名に用いられる漢字には、人名用漢字をはじめとする表外漢字が多数あり、常用漢字は全体の一部に過ぎない。当指針は、常用漢字のみを対象とするものであるが、取り上げる具体例を増やすとともに、漢字の構成要素に注目した説明を施すことで、表外漢字について考える際にも参考となるよう配慮したものである。窓口での書類の記載等において、漢字の字体・字形に関する問題が起きた場合には、より実用性の高い参考資料として用いられることが期待される。[※]

※ 窓口業務における漢字の取扱いについて

戸籍や住民基本台帳に関する窓口業務においては、常用漢字表における字体・字形の考え方とは異なった取扱いがなされる場合もある。

例えば、常用漢字表では、印刷文字に2点しんにゅう（「𠄎」）が用いられている字であっても、手で書くときには、点は1点で書く（「𠄎」）と書くこととされているが、窓口業務では、しんにゅうを含む字については、申請者が手で記載する際にも、1点しんにゅう（「𠄎」）と2点しんにゅう（「𠄎・𠄎」）との書き分けが行われたり、常用漢字表では同字と考える「吉」と「土」＋「口」の形である「吉」とが使い分けられたりするような場合がある。

このように、字体・字形の取扱いに関する考え方の違いがある点について、当指針は、戸籍・住民基本台帳等に関する業務の現状を改めることを要請するものではない。

5 「漢字を手書きすることの重要性」（「改定常用漢字表」）との関係について

（1）「漢字を手書きすることの重要性」（「改定常用漢字表」）の概要

「改定常用漢字表」（平成22年6月7日 文化審議会答申。以下、「答申」という。）の「I 基本的な考え方」「1 情報化社会の進展と漢字政策の在り方」の「（4）漢字を手書きすることの重要性」では、漢字を手で書くことを、「漢字の習得及び運用面との関係」という点と「手書き自体が大切な文化である」という点との二つの側面から整理している。

前者については、「書き取り練習の中で繰り返し漢字を手書きすることで、視覚、触覚、運動感覚など様々な感覚が複合する形でかかわる」ため、それによって「脳が活性化されるとともに、漢字の習得に大きく寄与する」こと、また、そのような習得が「漢字の基本的な運筆を確実に身に付けさせるだけでなく、将来、漢字を正確に弁別し、的確に運用する能力の形成及びその伸長・充実に結び付く」という考え方を示している。

また、後者については、情報機器が普及する中でも、漢字を手書きする機会が今後なくなることはないと考えている人が多いこと、また、手書きの文字には、書き手の個性が表れること等を踏まえ、「〈手で書くということは日本の文化としても極めて大切なものである〉という考え方を社会全体に普及していくことが重要」であり、「情報機器が普及すればするほど、手書きの価値を改めて認識していくことが大切である」としている。

（2）「国語に関する世論調査」に見る、文字の「手書き」についての日本人の意識

当指針の検討に当たって、情報化社会の進展により、今後、手書きする機会が更に減っていくことが予想される中、答申の考え方を踏まえた上で、漢字を手書きすることと、手書き文字の字形に関する指針を作成する必要性との関係を改めて整理すべきであるとの議論があった。このため平成26年度の「国語に関する世論調査」（平成27年1～2月調査。全国16歳以上の男女3,000人を対象。総回答数1,942）の中で、文字を手書きすることに関して、国民の意識を調査した。なお、日常生活において文字を書く際には、日本語表記の特徴である漢字仮名交じり文が用いられるのが一般的であることから、漢字のみを書くことに限定した調査とはしていない。

「文字を手書きする習慣は、これからの時代においても大切にすべきであると思うか、それともそうは思わないか」という問いに対しては、91.5%の人が「大切にすべきであると思う」と回答した。一方、「大切にすべきであるとは思わない」は1.6%であった。

「大切にすべきである」と回答した人にそう思う理由を尋ねたところ、「文字を手書きすることは、漢字などを正確に身に付けることにつながるから」（63.3%）と回答した割合が最も高く、「手書きの文字には個性が表れ印刷文字にはない情感などを込めることができるから」（60.7%）、「文字を手書きすること自体が文化であり、それを守っていくべきだと思うから」（45.2%）が続いている。

また、「年賀状や挨拶状などは、印刷されたものが増えているが、文字の部分が全て印刷されたものと文字の部分が手書きされたものや手書きが一言加えられたものとは、どちらが良いと思うか」を尋ねた問いでは「手書きされたものや手書きが一言加えられたもの」と回答した人が87.6%、「全て印刷されたもの」が5.0%、「どちらも変わらない」が6.6%という結果であった。

これらの調査結果からは、多くの人々が手書きの習慣を今後も守るべきものであると考え

るとともに、手書きの文字に対しては印刷文字の役割以上のものを期待する場合があることがうかがえる。再現性の高い情報の保存や正確な伝達という観点からは、印刷文字を用いる方が優位であるとも考えられるが、印刷文字からは得られない付加的な価値を手書きの文字に求めているとも言えよう。

ただし、その一方で、3割弱の人には、日頃、手書きをする機会がないという結果も出ている。「日常生活において、文字を手書きする機会があるか、それともないか。」という問いに対しては、手書きをする機会が「よくある」(38.2%)と「時々ある」(34.4%)と回答した人を合わせた「ある(計)」の割合は、7割強(72.7%)であった。一方、「余りない」(20.9%)と「ない」(6.4%)を合わせた「ない(計)」は3割弱(27.3%)であった。

(3) 漢字の「手書き」と字体認識能力の関係について

答申では、漢字を手書きすることの意義として「漢字を正確に弁別し、的確に運用する能力の形成及びその伸長・充実に結び付く」ことを挙げている。この、漢字を正確に弁別し、的確に運用する上での根幹となる能力は、文字の字体を認識する力である。

ある漢字を何度も手書きすれば、その都度、書かれた文字の見た目には、多かれ少なかれ差異が生じる。ある漢字を繰り返し手書きすることは、同じ字体の枠組みの範囲内で、書くたびに違う字形として具現化する行為であり、漢字の字体認識の力を深めることにつながる。

このことは、手で書かれた文字を読み取る際にも同様である。印刷文字に比して、手書き文字における字形の違いはより多様になる。印刷文字だけでなく、差異の幅の大きい手書き文字に多く触れることは、文字の骨組みを読み取る力、字体認識の力を効率的に会得していく機会となっていると考えられる。

(4) 漢字の運用における「手書き」について

文字の運用における、手書き文字の付加的な価値、また、慣習や実用という観点からも「漢字を手で書くことの重要性」が認められる。

先述のとおり「国語に関する世論調査」によれば、9割に近い人々が、挨拶状や年賀状などにおいては、手書きの文字が書かれていることを望んでいる。情報の保存や伝達のための手段という観点からは、手書き文字よりも印刷文字を用いる方が再現性が高く正確を期することができる一方、人とのコミュニケーションにおいては、手で書かれた文字に、印刷文字にはない付加的な価値が見いだされている。これは、文字の運用における手書き文字の特徴とみなすことができよう。この、手書き文字に期待される「印刷文字にはない付加的な価値」のうちには、書く人の個性、情感、考えや気持ちの表れ、また、わざわざ掛けられた手間への有り難みなどがあるろう。さらには、芸術的な表現や装飾的な働き、書かれたものの唯一無二性なども挙げられる。

また、文字の手書きには、慣習や実用という観点においても優れている場合がある。例えば、契約書を交わす際などの署名やクレジットカードの使用時におけるサインといった、社会的慣習が挙げられる。また、手で書くことを通して何かを覚えたり、思考を深めたりする習慣も広く行われている。さらに、電話の内容の記録や伝言などのメモ書き、手帳へのスケジュールの記入等は、現代の生活においても欠くことのできないものである。近年においては、タブレット端末などの情報機器への手書き入力の手書き入力の精度も以前より高くなっており、今後の活用が期待される。

(5) 文化としての「手書き」について

答申には、「〈手で書くということは日本の文化としても極めて大切なものである〉という考え方を社会全体に普及していくことが重要」であるとの認識が示されている。しかし、現在、私たちは印刷文字を中心とした文字生活を送っており、手書きされた文字に触れる機会は少なくなっている。先述したように、「国語に関する世論調査」によれば、既に3割弱の人々が日常的に手書きをしていないという状況もある。

情報機器のキーボードを用いて入力したり、画面を指でなぞったりするという書記行為が中心となり、「書くこと」の在り方は多様化している。答申が言う文化としての「手で書くということ」を取り巻く環境は、今後も更に変化していくと考えられる。また、手書き文字の細部の在り方にこだわって一定の字形だけを正しいものとする見方や、手書きする際にも活字のとおりに書かなくてはいけないといった認識が生じている。こうした考え方が更に進めば、手書きすることに萎縮し、揺れの少ない印刷文字の字形を用いる方に安心を覚える人が更に増えていくということも予想されよう。

手で書くということは日本の文化であるという観点については、例えば、年賀状をはじめとする季節の挨拶状を書いたり、短冊に短詩や願い事等をしたためたり、のし紙に祝いの言葉を記したりといった習慣が、手書き文字と直接結びついて人々に広く定着してきたという運用面を挙げることができよう。また、それとともに、現代の日本で用いられている漢字の字体・字形そのものが、手書きすることによって形成され、維持されてきたという点にも注意すべきであろう。手書きにおいては、点画を組み合わせていく上で順序や方向性があり、動きの中で字形が表される。しかし、手書きする機会が減り、それ自体は既に出来上がった状態とも言える印刷文字ばかりに触れるようになれば、幾つもの点画が重なり合っている漢字の形状を、順序や方向性を持つ動的な存在として捉えるこれまでの字体・字形意識の維持が難しくなろう。ひいては、手書きという身体の動きの中で把握されてきた漢字の字体・字形に関する理解の仕方が変化し、場合によっては、漢字を複雑な模様のようなものとして捉えるようになっていく可能性もある。

「国語に関する世論調査」の結果のとおり、国民の大半が文字を手で書くことを「これからも大切にすべきである」と考え、手書きの文字に特別な思いを抱いている。年齢などの属性によらず、誰もが安心して手書きをし、手書き文字に触れる機会を得やすくするような方策を立てることは、文化としての「手書き」を将来にわたって残し、漢字の字体・字形に関する理解を維持していく上での差し迫った課題であると言えよう。

